

航空無線工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る
工事費等の補正（試行）

1. 用語の定義

- (1) 月単位の週休2日制とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場休工を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (3) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び片付けは含まない期間をいう。なお、対象期間には、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ週休2日の対象外としている期間は含まない。発注者があらかじめ週休2日の対象外としている期間には、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などが含まれる。
なお、工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議する。
- (4) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く）を行っていない状態をいう。
- (5) 4週8休以上とは、対象期間の全ての月毎の、現場休工日数の割合又は現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が8/28[約28.5%]以上を確保した状態をいう。

2. 試行対象工事

試行対象工事は、原則として、航空無線工事積算基準を適用する全ての工事とする。

3. 発注方式

全ての試行対象工事を対象に、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式による発注とする。

4. 積算方法

(1) 補正係数

試行対象工事において、現場休工による週休2日制適用工事の場合は対象期間における現場休工の達成状況に応じて、週休2日交替制適用工事の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

①月単位の週休2日制適用工事

補正対象経費	4週8休以上
共通仮設費	1.01
現場管理費	1.02

②月単位の週休2日交替制適用工事

補正対象経費	4週8休以上
現場管理費	1.02

(2) 補正方法

特記仕様書等において週休2日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場休工又は休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

5. 対象工事である旨等の明示

特記仕様書等に別紙に示す内容を明示するものとする。なお、必要に応じて、記載内容を追加又は変更してもよい。

6. 実施状況の確認

「週休2日制」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、対象期間内の現場休工数を監督職員が月1回以上確認するものとする。

「週休2日交替制」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、休日取得状況表等の実施状況の報告を求め、対象期間内の休日数を監督職員が月1回以上確認するものとする。

なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の時間外労働が大幅に増えないように留意するものとする。

以上

＜特記仕様書等記載例＞

【週休2日制の場合】

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事である。
2. 週休2日制の考え方は、下記のとおりである。
 - ① 週休2日制
対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場休工を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 対象期間
対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。なお、対象期間には、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
なお、工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議する。
 - ③ 現場休工
現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く）を行っていない状態をいう。
 - ④ 4週8休以上
対象期間内の全ての月において、現場休工日数の割合が、8/28[約28.5%]以上を確保した状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場休工日についても、現場休工日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場休工予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日制に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休工の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場休工日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
4. 監督職員は、受注者が作成する「現場休工日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休工日数を月1回以上確認する。
5. 月単位の4週8休以上の達成を前提として下表に示す補正対象経費に補正係数を乗じて予定価格を作成しており、現場休工の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たなかった場合には、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

補正対象経費	4週8休以上
共通仮設費	1.01
現場管理費	1.02

【週休2日交替制の場合】

1. 本工事は、発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する週休2日促進工事である。
2. 週休2日交替制の考え方は、下記のとおりである。
 - ① 週休2日交替制
対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保している状態をいう。
 - ② 対象期間
対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。なお、対象期間には、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
なお、工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議する。
 - ③ 4週8休以上
対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、8/28[約28.5%]以上を確保した状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「休日取得予定日」を記載した「休日取得状況表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日交替制に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「休日取得状況表」等を提出するものとする。監督職員が技術者及び技能労働者の休日取得の状況を確認するために「休日取得状況表」等に「休日取得日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
4. 監督職員は、受注者が作成する「休日日数」が記載された「休日取得状況表」等により、対象期間内の休日数を月1回以上確認する。
5. 月単位の4週8休以上の達成を前提として下表に示す補正対象経費に補正係数を乗じて予定価格を作成しており、技術者及び技能労働者の休日取得況の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たなかった場合には、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

補正対象経費	4週8休以上
現場管理費	1.02